

## 令和4年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月18日（金）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第35 請願第 1号 「議会報告会」の開催を求める請願書  
(付託案件) (議会運営委員会審査報告、令和3年第8回定例会付託)
- 日程第36 議案第23号 令和4年度遠軽町一般会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第37 議案第24号 令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第38 議案第25号 令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第39 議案第26号 令和4年度遠軽町介護保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第40 議案第27号 令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第41 議案第28号 令和4年度遠軽町水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第42 議案第29号 令和4年度遠軽町下水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第43 発議第 1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について
- 日程第44 議員派遣について
- 

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君

9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	吉岡秀利君
企画課長	今井昌幸君	財政課長	堀嶋英俊君
税務課長	二瓶雄介君	ジオパーク推進課長	松村愉文君
危機対策室参事	山地茂樹君	保健福祉課長	古賀伸次君
住民生活課長	高橋静江君	子育て支援課長	太田貴幸君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	長原裕一君
建設課長	井上隆広君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所産業課長	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	丸瀬布総合支所産業課長	倉内健一君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	白滝総合支所産業課長	小野寺悟君
会計管理者	伯谷和昭君	総務課主幹	堂前政好君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
社会教育課長	水野徹君	図書館長	阿部文明君
監査委員会事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	岩井誠志君
事務局係長	田中郁美君		

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、白幡議員、9番佐藤議員を指名します。

---

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。  
お手元に配付されました議事日程追加表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第35 請願第1号

○議長（杉本信一君） 日程第35 請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を議題とします。

令和3年第8回定例会において付託しました議会運営委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

議会運営委員会に付託されました「議会報告会」の開催を求める請願書について、審査結果を報告します。

審査の結果は、不採択とすべきものと決定したところです。

審査の経過は、委員会審査を令和4年1月14日、2月7日、2月16日、2月21日、3月7日、3月15日に行いました。

審査にあたっては、紹介議員である12番佐藤議員から説明を受けた後、質疑を行いました。その後、各議員の討論を経て表決を行い、反対多数で、不採択とすべきものと決定をいたしました。

不採択とすべきものと決定した理由は、次のとおりです。

本請願は議会に対し、「遠軽町議会基本条例第7条第7項を平成28年に一部改正した理由及びその経過について議会だよりに記載がなかったこと、平成29年3月定例会で提

出された議会報告会の開催を求める請願を、平成29年6月定例会において不採択とした理由について議会報告会を開催し、説明を求める」との願意です。

今回の審査の中では、「町民からの議会報告会開催要求の声については受け止めるべきである」との意見があり、そのことに関しては賛意を示す意見も多かったところです。

また、「議会報告会の開催をしないこととした場合は、条例の規定と合わないことになるのでは」との意見もあり、議論を重ねたところであります。

しかし、個別事項の要求の都度に議会報告会を開催することは、実質的に困難であり、議会が、議会全体の合意によって必要に応じて開催すべきものと判断したところであり、本請願については、不採択と決定をいたしました。

なお、議会としては条例改正以降、議会報告会の運営方法については継続して議論しており、令和元年からはいわゆるカフェ形式の議会報告会・意見交換会の検討を重ね、経過については一部議会だよりに掲載しながら、令和2年5月の実施について計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期し、現在に至っている状況であります。

議会としては、今後も現在協議中である、誰もが気軽に参加しやすいカフェ形式の議会報告会・意見交換会の実施について、準備を進めていくこととしたところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 議会報告会の開催をしないこととした場合は、条例の規定と合わないことになるのではという意見もありということでしたが、町議会の最高規範である議会基本条例の重みについて、どのように考えているのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○議会運営委員長（秋元直樹君） その件についてお答えをしたいと思います。

まずは委員会の審査報告なので、私個人の意見ではないということを御承知おきいただければと思います。

この件については、遠軽町議会基本条例第7条第7項において、先ほども申したとおり、議会は議会報告会を必要に応じて開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとされており、主語である議会が主体的に議会全体の合意によって必要に応じて開催を行うものであると、そういう意見が1件ございました。

また、過去の開催時における反省、課題について整理し、今の実情に合ったいい形で少しでも変化を加えるために、その当時の議会において議論を行い、現在のカフェ方式の議会報告会に2年前より検討を進めてきているものと、議会運営委員会の委員においては理解をしているとの意見もありました。

以上、そのような意見を参考にし、今回議会全体の合意によって条例の規定の部分に関しては、必要に応じて開催すべきものと判断をしたところでございます。

また、参考人として招聘した紹介議員の発言の中でも、議会報告会の開催を求めているものであり、カフェ方式でもあってもいいと思う、開催することが全てだという意見も議事録に残っており、そちらも考慮させていただいたところです。

以上です。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

---

午前10時06分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

12番佐藤議員。

○12番（佐藤和徳君） それでは、こちらの不採択の理由書の中から、上から3段落目ですね、「個別事項の要求の都度に議会報告会を開催することは、実質的に困難であり」という言葉があるのですが、こちらの実質的な困難というのは、具体的にどのような困難ということ想定して議論されたのか、そこを教えてください。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○議会運営委員長（秋元直樹君） その件の議論については、議会側が主体的に開催するもの、まずここに係っているものだと認識しております。

例えば、今回要求をされて、6月にまた要求をされて開催をする、その都度その都度求めがあるたびに議会報告会を1年に4回、5回と開催することは、実質的に困難ではないかという意見もございました。

以上です。

○議長（杉本信一君） 12番佐藤議員。

○12番（佐藤和徳君） 現実として、実際に何度もその請願が来て、開催されたことはありますか。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○議会運営委員長（秋元直樹君） 私の知る限りは、要求の都度で開催したわけではなくて、議会が主体的にその都度、必要に応じ開催したものと認識しております。

○議長（杉本信一君） 12番佐藤議員。

○12番（佐藤和徳君） 議会が主体的に開催することは、全く問題ないと思います。私が言っているのは実質的な困難、どういうところが具体的にどんな困難があったのかというところです。（発言する者あり）

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

---

午前10時09分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

秋元議員。

○議会運営委員長（秋元直樹君） 委員会の中では、願意に関する部分の議論が多くを占めておまして、実質的に困難な理由について議論としては、深い部分がなかったと認識をしております。

○議長（杉本信一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

まず、この請願の原案に賛成者の発言を許します。

討論はございますか。

12番佐藤議員。

○12番（佐藤和徳君） ー登壇ー

おはようございます。皆様に一つお尋ねしたいことがございます。議員にとって最も大切な能力とは何でしょうか。いろいろな能力があるかと思えます。資料を読み込み、その本質を理解し伝えること、数字を理解して小さな数字から全体を把握すること、物事を決断する力、あきらめずに食らいつく忍耐力、いろいろな努力が必要かと思うのですけれども、私は最も大切な能力というのは、自分以外の誰かの立場に立って思いやることのできる想像力だと思います。

人間は、なかなか自分で経験したことが、やはり深く理解するものであると思います。子育てをしたことがある人は、子育ての大変さ、楽しさを理解することができます。高齢の方は、高齢者の日々の楽しさ、苦しさ、苦悩を理解することができます。ですが、経験していないことであっても想像力でカバーするのが、議員の仕事ではありませんか。

人間の経験するところには限界がございます。例えば、男性は出産することはできません。ですが、妊婦さんに寄り添い話を聞くことで、妊婦さんの抱える問題、そして我が子への愛しさを共有することができます。もちろん市町村単位では、全体最適を求められると思いますが、その全体を構成しているのは1人1人の町民ではございませんか。1人1人の町民の声なき声を拾い上げ、寄り添い、幸せを願うことが我々の務めではないでしょうか。皆さんが初めて選挙に出ると決めた日の朝、どういう思いで玄関のドアを開けましたか、どんな未来を思い描いて一步を踏み出しましたか。

今回は、議会運営委員会の中で不採択という結果が出てしまいました。これはひとえに私の未熟さ、私の拙さが原因で、皆様に誤解を与えてしまったり、真意が伝わらなかった部分もあるかと思えます。ですが、議会運営委員会の討論の中で、議会運営委員会はずいぶん開催したい、開催する、町民の多様な声を拾い上げたいということは、議会運営委員会の中でも出ていたと思います。ということは、請願の思いと議会の思いは同じではありませんか。

町民の多様な声の中には、過去のことであつたり、自分にとってあまり都合のよくないことだったり、聞きたくないことも混じっていることもあると思います。ですが、町民の声を聞くことが我々の務めではございませんでしょうか。

ここで最後に御提案をさせていただきたいと思います。

恕という言葉があるのですけれども、この言葉には相手を思いやること、許すことという意味がございます。ぜひ恕の心でもって、この請願に賛成していただき、議員一同みんなで力を合わせて新しい議会報告会を開催していきませんかでしょうか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 次に、この請願の原案に反対者の発言を許します。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ー登壇ー

請願に対して、反対の立場で討論いたします。

本請願の願意は、平成28年に一部改正した議会基本条例の改正理由について、そしてこのことを議会だよりに掲載しなかった理由について、平成29年3月に提出された議会報告会の開催を求める請願について、不採択とした理由について、この3点を説明するために議会報告会を開催を求めるものであります。

議会報告会の開催を求めることについては真摯に受け止めるものであり、議会においても、これまで開催してきた問題点などを洗い出し、町民が気軽に参加できるカフェ形式の議会報告会、意見交換会として、一昨年より開催する計画でございましたが、コロナ禍において開催できない状況が続いているところであります。しかし、議会報告会の開催については、個別事項の要求の都度で開催することは困難であり、議会全体の合意によって必要に応じて開催すべきものであることから、願意である3点の理由については、結論づけているものであると考えることから、反対したものであります。

今後においても広く町民の声を聞き、広報誌等を通じた広報活動や、さきに述べましたカフェ形式の議会報告会、意見交換会の開催を重ねていくことで開かれた議会運営を進めていくとともに、様々な問題にはその都度見直しを行い、協議していくことが大切であると考えるところであります。

以上であります。

○議長（杉本信一君） 次に、この請願の原案に賛成者の発言を許します。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） ー登壇ー

私は、請願に賛成の立場で討論いたします。

平成28年以降の議会報告会をめぐる経緯につきまして、議事録などの過去の資料をいろいろ読み、議会運営委員会の傍聴にもできる限り参加して、各議員の皆さんの意見も聞かせてもらいましたが、結論として、意見を述べさせていただきます。

まず、議会報告会を開催するという事は、町民に対して説明責任を果たすという、と

でも大切な場であるということを再認識したいと思います。議員の皆さんも議会報告会を開くということを否定していませんでしたし、むしろ町民との意見交換の場を絶対に設けるべきだという声が多かったように思います。議会基本条例に明記されている、広く町民の声を聞き、開かれた議会運営を目指すという点からも、議会報告会を開催していただきたいという町民からの声を不採択にするのはあまりにも理不尽なことです。過去の経緯については事実のままを確認し、町民の声を受け止め、さらに今現在から未来に向かって遠軽町議会を、どこに視点を置いて進んでいくべきかを議論することが大切ではないでしょうか。

議会基本条例第7条4項は、議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けることができるとあります。また、同じく第7条の解説には、議会の果たすべき重要な責任として、町民に対し議会の活動を公開し、説明責任を果たすとともに、町民が参加できる議会運営にすることを規定しています。

以上のことから、町民の方々の議会に対する期待を込めた切実な請願を採択するべきであると訴え、私の賛成討論を終わります。

○議長（杉本信一君） 次に、この請願の原案に反対者の発言を許します。

8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） ー登壇ー

私は、今回受理された請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願に対し、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

今回、出された請願の願意は、委員長報告にもありましたけれども、3点というふうに理解をしています。条例改正がされた当時、私は1年生議員でありましたけれども、議会報告会の貴重な経験もさせていただきましたし、議会運営委員の1人として条例改正に至るまでの間、未熟ながら議論にも参加をさせていただきました。また、広報特別委員会の委員としても、議会だよりの編集にも関わらせていただきました。条例改正について、議会だよりに一言の記載もなかったとの御指摘に対しては、当時の広報特別委員会委員長及び副委員長が、現在、議員として在籍されていない今日、当時の委員だった1人として責任を感じるとともに、心からおわびを申し上げます。

議会基本条例の改正については、議会運営委員会で十分議論され、民主主義のルールにのっとりまとめられた後に、全会一致で議決をされたものであります。また、その後、提出された請願に対しては、半年前に全会一致で改正したと併せ、既に議会報告会も予定されていたことから、不採択とした経緯があります。

率直に申し上げて、過去に開催された報告会は問題点も多いことから、町民の皆様と気軽に意見交換ができる報告会づくりを求めながら、先ほどの賛成者のお話にもありましたけれども、町民の声を本当に聞くべきだというふうに私は思います。であるとすれば、それは当然、議員としては隣近所にも挨拶をすべきです。町民の方にも足を運んで意見を聞



くべきです。私は、それが基本だというふうに思っていますし、私は、そういうふうにか  
これまで9年間、議員としての活動を行ってきたつもりであります。

町民と本当に気軽に意見交換ができる、そういう報告会づくりを求めながら、町長と政  
策を競え合える議会、ワンチームとしての議会をつくり上げることが私たちに課せられた  
使命であると考えるところであり、また、請願者の思いも私はそこにある、こういうふう  
に判断をいたします。今回出された請願に対しては、真摯に受け止めつつも、願意を解釈  
する限りでは不採択とせざるを得ない、こういうふうに判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

---

午前10時25分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、討論を終わります。

これより、請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を、採択することに賛成の方は起立を  
願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本信一君） お座りください。

起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第36 議案第23号から日程第42 議案第29号

○議長（杉本信一君） 日程第36 議案第23号令和4年度遠軽町一般会計予算、日程  
第37 議案第24号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第38 議案第  
25号令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第39 議案第26号令和4  
年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第40 議案第27号令和4年度遠軽町個別排水  
処理事業特別会計予算、日程第41 議案第28号令和4年度遠軽町水道事業会計予算、  
日程第42 議案第29号令和4年度遠軽町下水道事業会計予算、以上議案7件を一括し  
て議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されてお  
りますので、委員長の報告を求めます。

阿部予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（阿部君枝君） 一登壇一

令和4年度遠軽町各会計予算に係る特別委員会報告。

令和4年度遠軽町一般会計予算外6件につきましては、令和4年第2回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をまいりました。

審査にあたりましては、理事者をはじめ関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対して、厚く御礼申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第23号令和4年度遠軽町一般会計予算から議案第29号令和4年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案7件を全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、3月10日予算審査特別委員会設置、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任、理事の選任。3月14日予算審査一般会計、3月15日予算審査一般会計、3月16日予算審査一般会計、3月17日予算審査一般会計、予算審査各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、委員会審査報告書のまとめ、委員会審査報告書の確認、採決を経ましたものです。

最後に附帯意見としましては、口頭としてお伝えしたいと思います。

口頭分。以前、附帯意見をしたことがあります。遠軽町予算に関する資料予算概要説明書について、事業の廃止、科目の変更等の前年度との変更や新規事業を計上している場合は、特記事項に記載するなどの検討をしていただきたい。また、新規事業を含む重要案件につきましては、引き続き丁寧な説明をお願いしたい。

以上、予算審査における意見について申し上げましたが、その他にも各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、この意を十分に御理解いただき、今後の町政運営に生かしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和4年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（杉本信一君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案7件の採決をいたします。

採決は、上程の順により各議案ごとに行います。

これより、議案第23号令和4年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和4年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和4年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和4年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

### ◎日程第43 発議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第43 発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） ー登壇ー

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について、読み上げて提案をいたします。

北海道はこれまで国境隣接地域として、また北方領土を抱える地域として、長きにわたり経済交流や人的交流を通じてロシアとのつながりを深めてきた歴史があります。

しかし、2月21日、プーチンロシア大統領はウクライナの一部である自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方向的に承認する大統領令に署名し、2月24日ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始しました。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものです。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙であります。このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、最も強い言葉で非難します。

ロシアは、国際社会の強い自製の求めにかかわらず、侵略行為を継続しており、首都キエフにまで侵攻し、市民への被害の拡大も深く憂慮されます。

遠軽町議会は、日本国憲法が掲げる平和主義にのっとり、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権、一体性、独立を支持することを改めて表明し、日本政府が経済制裁や人道支援において、G7をはじめとする国際社会と一致した措置をとることを支持します。

重ねてロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求めるものです。

以上、決議する。

令和4年3月18日、北海道遠軽町議会。

以上です。

議員各位の御賛同を、よろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第44 議員派遣について

○議長(杉本信一君) 日程44 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思います。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

---

◎閉会宣告

○議長(杉本信一君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和4年第2回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 新本信一

署名議員 白幡隆一

署名議員 佐藤登